

第6章 滋賀県における名所・史跡の観光活用の歴史

滋賀県立膳所高等学校 山本茂雄

1 単元を貫く問い

- ・「観光地」とは何か。
- ・名所・史跡の観光活用をどのように実施していくべきか。

2 育成したい資質・能力

- ・過去・現代の日本で起きた・起きている事象について関心を持ち、なぜそのようなことが起こったかについて、前後関係や社会背景などを合理的・論理的に理解し、自分の意見を持つことができる。
- ・史資料をもとにして、歴史的な事象に対して多面的な考察をする力を養う。

3 単元の流れ

【第1次】大衆化の文化（1時間目）

- ・1920年代後半における日本の大衆文化の広がりについて基礎的知識理解、教科書・資料集を使用。

☆関西私鉄によるレジャー開発。

→神戸周辺地域の開発について理解。

- *政友会による交通機関の整備などの積極政策についても復習する。

【第2次】滋賀県における名所・史跡の観光活用の歴史

《主題》

- ・近代滋賀の観光地開発はどのようにすすめられたのか。
- ・名所・史跡の観光活用に対して、「歴史」はどのような役割を果たせるか。
- ・滋賀県における名所・史跡の観光地開発をどのようにすすめていくべきか。

4 本時（2/2時間目）

主題 滋賀県における名所・史跡の観光活用の歴史

《本時の目標》

- ・多面的に歴史的な事象を考察できる力を身につける。
- ・歴史的な事象を現代的課題として捉えようとする姿勢を養う。
- ・名所・史跡の歴史的価値の保存、住民の住環境、観光産業の振興による経済的利益の共存をどのように成立させるか、観光地のあり方について考える。

《本時の学習過程》

【導入】本時の内容説明

【問い①】「大津の観光地として思いつく場所はどのようなところがあるか？」

→琵琶湖・石山寺・比叡山延暦寺など。

【問い②】「今あがった場所はいかにして『観光地』へとなったのか？」



6-1 『滋賀県風光調査報告』
大正4年4月日【大11-1(3)】

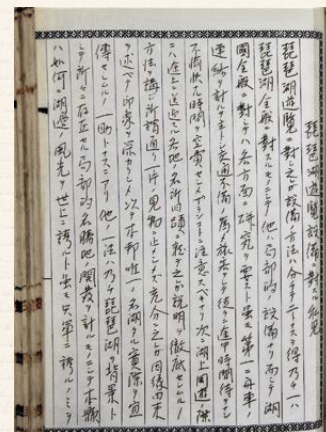
→景観の美しさ・交通手段・宿泊施設・観光情報など。

- *観光地に必要な要素について考える。

【展開1】大正期以降の石山寺の観光活用

- ・大正期以降の石山地域が近代的な「観光地」になる過程を理解する。

【問い】「柴林宗太郎は、石山地域の観光振興のために何が必要だと述べているか？」



6-2 琵琶湖遊覧設備に対する私見
大正13年6月10日【大1-3(6)】

→鉄道・汽船の整備、運動場の設置など

- *図6-1「滋賀県風光調査報告」との違いにも着目させ、柴林の提案には、景観の美しさといった観点が欠落している点に気付かせる。

【問い】『石山寺観光パンフレット』からどのようなことがわかるだろうか？」



6-3 石山寺観光パンフレット
昭和初期【昭せ52(28)】

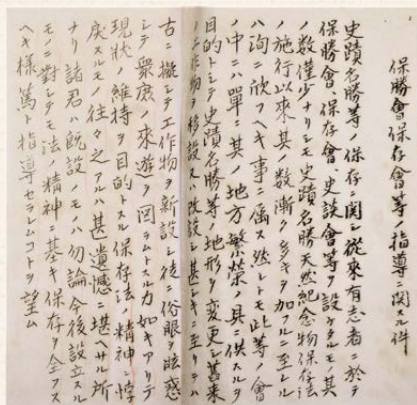
→左端「大阪駅」「奈良駅」に注目させ、京阪神地域からの鉄道による集客が企図されていたことを読解させる。

*石山には、当時有名であった料理屋兼旅館があったことにもふれる。

【展開2】観光開発とその問題点

①観光開発と名所・史跡の保存

【問い】「観光開発によってどのような問題が発生したのだろうか？」

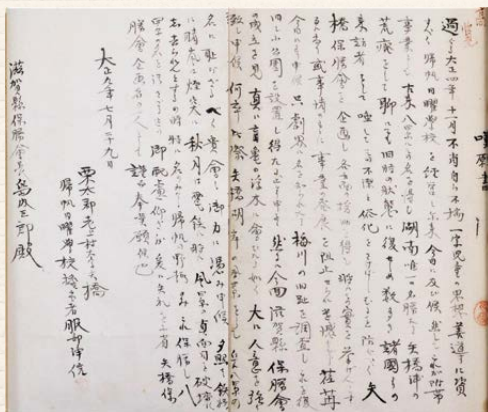


6-4 保勝会保存会等の指導に関する件
大正10年5月23日【大せ34(8)】

→地域経済の活性化を重視するあまり、史跡保存本来の目的が見失われている状況を読解する。

②近代化と名所・史跡の保存

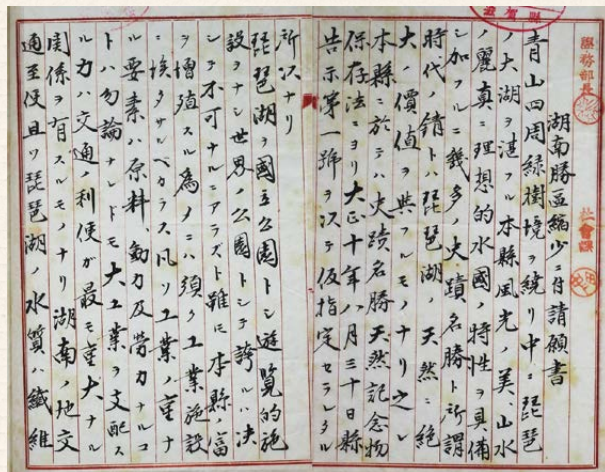
【問い】「近代化によって名所にどのような問題が発生したのだろうか？」



6-5 矢橋保勝会 服部浄信嘆願書
大正9年7月29日【大せ35(8)】

→汽車・汽船の煙や鉄橋が景観を損ねている状況を読解する。

【問い】「景観保存のために湖南勝区が設定されたが、どのような問題が発生したのだろうか？」



6-6 湖南勝区縮小に付請願書
大正15年7月15日【明せ106(1)】

→工業開発を名所・史跡保存より優先すべき旨の建議書であることを読解する。

*昭和3年9月に湖南勝区の一部が指定解除になることを説明する。

【まとめ】名所・史跡の観光地活用をどうするべきか。

【問い①】「近代における滋賀県の観光開発はどのようにすすめられたのか？」

→生徒に考えをまとめさせる。

*学習内容のまとめ

【問い②】「現代社会において名所・史跡の観光活用はどのようにすすめられるべきか？また、そのときに『歴史』はどのような役割が果たせるか？」

→生徒に考えをまとめさせる。

*近代における名所・史跡の観光活用の功罪をふまえ、現代における名所・史跡の観光活用のすすめ方についてどのような点に留意すべきか、考察させる。

*2015年の日本遺産制度（石山寺や延暦寺などは「琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産」として登録されている）、2019年4月施行の改正文化財保護法およびそれをうけて設定された「滋賀県文化財保存活用大綱」など、文化財の観光資源として活用しようとする動きが活発化していることを説明する。

【参考文献】

- ・「特集 観光産業・まちづくりと歴史学」
（『日本史研究』717号、2022年）